



宮 崎 県 公 報

平成27年10月29日（木曜日） 第 2738 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○救急病院の認定……………（医療業務課）	1
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	1
○指定居宅介護支援事業者の指定……………（ “ ）	1
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ）	2
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ）	2
○指定居宅介護支援事業の廃止……………（ “ ）	2
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ）	3
○有害興行の指定……………（子ども家庭課）	3

頁

○道路の区域の変更……………（道路保全課）	3
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ）	3
○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（宮繕課）	4

公 告

○公共測量終了の通知……………（管理課）	20
企業局企業管理規程	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………	20
教育委員会規則	
○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則……………	21

告 示

宮崎県告示第 660号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人友愛会園田病院	小林市堤3005番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年10月31日から平成30年10月30日まで

宮崎県告示第 661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302440	延岡文化村 梅の驛	宮崎県延岡市恒富町2丁目13番地1	株式会社おいでの里	宮崎県延岡市古城町四丁目132番地	平成27年9月11日	通所介護
4570900441	ケアサポートスマイル	宮崎県えびの市原田77番地	株式会社ドゥフェイス	宮崎県えびの市原田77番地	平成27年9月16日	福祉用具貸与
4570900441	ケアサポートスマイル	宮崎県えびの市原田77番地	株式会社ドゥフェイス	宮崎県えびの市原田77番地	平成27年9月16日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203747	ケアサポートセンター 絆	宮崎県都城市郡元二丁目7番地2	合同会社スマイル応援団	宮崎県都城市郡元二丁目7番地2	平成27年9月1日	居宅介護支援
4570203754	オニクス・ソーシャルプランニング	宮崎県都城市都北町5886番地3号棟	株式会社碧のてらす	宮崎県都城市南横市町4396番地7	平成27年9月16日	居宅介護支援

宮崎県告示第 663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302440	延岡文化村 梅の驛	宮崎県延岡市恒富町2丁目13番地1	株式会社おいでの里	宮崎県延岡市古城町四丁目 132番地	平成27年9月11日	介護予防通所介護
4570900441	ケアサポートスマイル	宮崎県えびの市原田77番地	株式会社ドゥフェイス	宮崎県えびの市原田77番地	平成27年9月16日	介護予防福祉用具貸与
4570900441	ケアサポートスマイル	宮崎県えびの市原田77番地	株式会社ドゥフェイス	宮崎県えびの市原田77番地	平成27年9月16日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301434	デイサービスあきた南店	宮崎県延岡市下伊形町2番地 334	有限会社アクロク	宮崎県延岡市下伊形町2番地 334	平成27年9月30日	通所介護
4570202327	こもれび	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	株式会社リハケア研究所ウィル	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	平成27年9月30日	通所介護

宮崎県告示第 665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301616	あい愛ライフ 居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市出北三丁目11番14号	有限会社 あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北三丁目11番14号	平成27年9月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301434	デイサービスあくた南店	宮崎県延岡市下伊形町2番地334	有限会社アクロク	宮崎県延岡市下伊形町2番地334	平成27年9月30日	介護予防通所介護
4570202327	こもれば	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	株式会社リハケア研究所ウィル	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	平成27年9月30日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 667号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-42	映画	ザ・クールジャパン ロシア熟女で女体盛り	勝組 ＜新日本映像＞	平成27年10月19日
27年-43	映画	熟女レズ 女と女が絡む時	愛染組 ＜新東宝映画＞	
27年-44	映画	殺されたミンジュ (原題) ONE ON ONE	キングレコード (韓国)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年10月29日から平成27年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字白水2269番1から同郡同町同大字同字2293番1地先まで	旧	6.4～12.0	80.0
				新	9.2～14.0	80.0

宮崎県告示第 669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月29日から平成27年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字白水2269番1から同郡同町同大字同字2293番1地	平成27年10月29日

		先まで	
--	--	-----	--

	崎線	熊野字正蓮寺 685番地 先から同市同大字同字 645番 4 地 先まで	
--	----	---	--

宮崎県告示第 670号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月29日から平成27年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
368	県道	勢田木	宮崎市大字	平成27年10月29日

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 671号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 6 年宮崎県告示第1058号の 3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この告示において「設備維持管理業務」とは、次に掲げる業務をいう。</p> <p>（1） 電気設備の点検及び保守に係る業務</p> <p>（2） 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務</p> <p>（3） 消防用設備の点検及び整備に係る業務</p> <p>（4） 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務</p> <p>（5） 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務</p> <p>（6） 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務</p> <p>（7） 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務</p> <p>（8） 昇降機設備の点検及び整備に係る業務</p> <p>（9） 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務</p> <p>（10） 自動ドアの点検及び保守に係る業務</p> <p>（11） 地下タンク等の点検に係る業務</p> <p>（入札参加資格審査の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この告示において「設備維持管理業務」とは、次に掲げる業務をいう。</p> <p>（1） 電気設備の点検及び保守に係る業務（以下「<u>電気設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（2） 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務（以下「<u>自家用発電設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（3） 消防用設備の点検及び整備に係る業務（以下「<u>消防用設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（4） 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務（以下「<u>電話構内交換設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（5） 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務（以下「<u>自家用電気工作物の保安業務</u>」という。）</p> <p>（6） 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務（以下「<u>冷暖房設備の運転業務</u>」という。）</p> <p>（7） 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務（以下「<u>冷暖房設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（8） 昇降機設備の点検及び整備に係る業務（以下「<u>昇降機設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（9） 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務（以下「<u>井戸用ろ過設備の点検業務</u>」という。）</p> <p>（10） 自動ドアの点検及び保守に係る業務（以下「<u>自動ドアの点検業務</u>」という。）</p> <p>（11） 地下タンク等の点検に係る業務（以下「<u>地下タンク等の点検業務</u>」という。）</p> <p>（入札参加資格審査の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1)～(9) [略]
 (10) 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第3号（その1）又は（その2））及び当該資格を証する書類の写し
 (11) 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第4号）
 (12) [略]
 (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にとっては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にとっては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）
 (14)～(16) [略]
 (指名停止)

第11条 知事は、登録業者が設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に関して別に定める要件に該当する場合は、登録を受けている業務すべてにおいて別に定める期間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2～4 [略]

様式第1号（第4条関係）

[略]

資格審査申請する業務

業務名	申請する業務 (申請する業務に○を付けること。)
ア 電気設備点検保守業務	
イ 自家用発電設備点検保守業務	
ウ 消防用設備点検整備業務	
エ 電話構内交換設備点検保守業務	
オ 自家用電気工作物保安管理業務	
カ 冷暖房設備運転監視業務	
キ 冷暖房設備点検整備業務	
ク 昇降機設備点検整備業務	
ケ 井戸用ろ過設備点検保守業務	
コ 自動ドア点検保守業務	
サ 地下タンク等点検業務	

(添付書類)

- 1～4 [略]
 5 最近2年間の所得税確定申請書の写し（個人のみ）
 6～9 [略]
 10 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第3号）及び当該資格を証する書類の写し
 11 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第4号）

12～16 [略]

- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1)～(9) [略]
 (10) 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第3号）
 (11) 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第4号）及び当該資格を証する書類の写し
 (12) [略]
 (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にとっては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にとっては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）
 (14)～(16) [略]
 (指名停止)

第11条 知事は、登録業者が設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に関して別に定める要件に該当する場合は、登録を受けている業務全てにおいて別に定める期間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2～4 [略]

別記

様式第1号（第4条関係）

[略]

参加希望地区（希望する地区に○印を付けること。）		
宮崎市・国富町・綾町	日南市・串間市	西都市・西米良村
都城市・三股町	小林市・えびの市・高原町	高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町
延岡市	日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
資格審査を申請する業務（申請する業務に○印を付けること。）		
ア：電気設備の点検業務	オ：自家用電気工作物の保安業務	ケ：井戸用ろ過設備の点検業務
イ：自家用発電設備の点検業務	カ：冷暖房設備の運転業務	コ：自動ドアの点検業務
ウ：消防用設備の点検業務	キ：冷暖房設備の点検業務	サ：地下タンク等の点検業務
エ：電話構内交換設備の点検業務	ク：昇降機設備の点検業務	

(添付書類)

- 1～4 [略]
 5 最近2年間の所得税確定申告書の写し（個人のみ）
 6～9 [略]
 10 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第3号）
 11 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第4号）及び当該資格を証する書類の写し

12～16 [略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(表)

[略]

[略]		作成者氏名	
参加希望地区 (希望するものに○印を付けること。)			
全 県	宮 崎 市	東 諸 県 郡	西 諸 県 郡
		児 湯 郡 西 米 良 村	児 湯 郡 高 木 村 (除く)
		日 南 市	日 南 市
		串 間 市	串 間 市
		都 城 市	都 城 市
		北 諸 県 郡	北 諸 県 郡
		小 林 市	小 林 市
		え び の 市	え び の 市
		西 諸 県 郡	西 諸 県 郡
		日 向 市	日 向 市
		門 川 町	門 川 町
		美 郷 町	美 郷 町
		諸 塚 村 ・ 推 葉 村	諸 塚 村 ・ 推 葉 村
		延 岡 市	延 岡 市
		西 臼 杵 郡	西 臼 杵 郡

[略]

(裏)

[略]

経 営 の 規 模	従業員数	全従業員数					人
	従業員数	申請業務に従事する技術者数	県内従業員数				人
			ア	人	キ	人	
			イ	人	ク	人	
			ウ	人	ケ	人	
			エ	人	コ	人	
			オ	人	サ	人	
	カ	人					
		事務及び営業者数					人
	[略]						
[略]							

- (注) 1 「決算年度」とは、法人にあっては、法人税法第13条に定める事業年度、個人にあっては、12月末日の決算日以前1年間をいう。
- 2 「申請業務に従事する技術者数」は、雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者の技術者数を記入すること。また、「申請する業務に従事する者の名簿」(別記様式第4号)の人数と一致すること。
- 3 [略]

別記様式第3号(その1)及び(その2)を次のように改める。

(注) 添付書類10及び12については、申請する業務ごとに添付すること。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(表)

[略]

[略]		作成者氏名	
[略]			

[略]

(裏)

[略]

経 営 の 規 模	従業員数	全従業員数					人	
		技術者数	県内従業員数				人	
			事務及び営業者数				人	
			事務及び営業者数				人	
	従事者数	申請業務の従事者数	有資格者	無資格者		有資格者	無資格者	
			ア	人	人	キ	人	人
			イ	人	人	ク	人	人
			ウ	人	人	ケ	人	人
			エ	人	人	コ	人	人
			オ	人	人	サ	人	人
カ	人	人						
[略]								
[略]								

- (注) 1 「決算年度」とは、法人にあっては法人税法(昭和40年法律第34号)第13条に定める事業年度、個人にあっては12月末日の決算日以前1年間をいう。
- 2 「申請業務の従事者数」は、「申請する業務に従事する者の名簿」(別記様式第3号)の有資格者及び無資格者の合計人数の欄を転記すること。
- 3 [略]

別記様式第 3 号 (その 2) の次に次の 9 様式を加える。

様式第 3 号 (その 3) (第 4 条関係)
消防用設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	ウ:消防用設備の点検業務		資格		保有資格																	
	商号又は名称	住所	生年月日	有資格者	無資格者	第 3 種電気主任技術者以上	第 2 種電気工事士以上	第 1 種消防設備点検資格者	第 2 種消防設備点検資格者	甲種 1 類	乙種 1 類	甲種 2 類	乙種 2 類	甲種 3 類	乙種 3 類	甲種 4 類	乙種 4 類	甲種 5 類	乙種 5 類	乙種 6 類	乙種 7 類	
従事者数 (名簿登載人数)		人	合計人数 (縦列の〇の数)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※いずれか
1 名以上必須

第 4 類又は第 7 類の
消防設備士を持っている者

- (注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
 2 住所は、現住所を記入すること。
 3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
 4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
 5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>様式第 5 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> 申請する業務 （申請する業務の記号に○を付けて下さい。） </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> ア 電気設備点検保守業務 イ 自家用発電設備点検保守業務 ウ 消防用設備点検整備業務 エ 電話構内交換設備点検保守業務 オ 自家用電気工作物保安管理業務 カ 冷暖房設備運転監視業務 </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> キ 冷暖房設備点検保守整備業務 ク 昇降機設備点検整備業務 ケ 井戸用ろ過設備点検保守業務 コ 自動ドア点検保守業務 サ 地下タンク等点検業務 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（第 5 条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">(その 1) 資格があるものと認定する場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（第 5 条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">(その 2) 資格があるものと認定しない場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p>	[略]			申請する業務 （申請する業務の記号に○を付けて下さい。）	ア 電気設備点検保守業務 イ 自家用発電設備点検保守業務 ウ 消防用設備点検整備業務 エ 電話構内交換設備点検保守業務 オ 自家用電気工作物保安管理業務 カ 冷暖房設備運転監視業務	キ 冷暖房設備点検保守整備業務 ク 昇降機設備点検整備業務 ケ 井戸用ろ過設備点検保守業務 コ 自動ドア点検保守業務 サ 地下タンク等点検業務	[略]			<p>様式第 5 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> 申請する業務 （申請する業務に○印を付けてください。） </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> ア 電気設備の点検業務 イ 自家用発電設備の点検業務 ウ 消防用設備の点検業務 エ 電話構内交換設備の点検業務 オ 自家用電気工作物の保安業務 カ 冷暖房設備の運転業務 </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> キ 冷暖房設備の点検業務 ク 昇降機設備の点検業務 ケ 井戸用ろ過設備の点検業務 コ 自動ドアの点検業務 サ 地下タンク等の点検業務 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（その 1）（第 5 条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">資格があるものと認定する場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（その 2）（第 5 条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">資格があるものと認定しない場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">登 録 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">入札参加資格を有する業務の種類（○印を付けること。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ア：電気設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">オ：自家用電気工作物の保安業務</td> <td style="text-align: center;">ケ：井戸用ろ過設備の点検業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ：自家用発電設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">カ：冷暖房設備の運転業務</td> <td style="text-align: center;">コ：自動ドアの点検業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ：消防用設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">キ：冷暖房設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">サ：地下タンク等の点検業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ：電話構内交換設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">ク：昇降機設備の点検業務</td> <td style="text-align: center;">[斜線]</td> </tr> </table> <p>下記のとおり変更（休止・廃止）があったので、届出をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">登録番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td>変更（休止・廃止）年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 の 内 容</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td style="text-align: center;">変更前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更（休止・廃止）理由</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">由</td> </tr> </table>	[略]			申請する業務 （申請する業務に○印を付けてください。）	ア 電気設備の点検業務 イ 自家用発電設備の点検業務 ウ 消防用設備の点検業務 エ 電話構内交換設備の点検業務 オ 自家用電気工作物の保安業務 カ 冷暖房設備の運転業務	キ 冷暖房設備の点検業務 ク 昇降機設備の点検業務 ケ 井戸用ろ過設備の点検業務 コ 自動ドアの点検業務 サ 地下タンク等の点検業務	[略]			登 録 番 号	第 号		入札参加資格を有する業務の種類（○印を付けること。）			ア：電気設備の点検業務	オ：自家用電気工作物の保安業務	ケ：井戸用ろ過設備の点検業務	イ：自家用発電設備の点検業務	カ：冷暖房設備の運転業務	コ：自動ドアの点検業務	ウ：消防用設備の点検業務	キ：冷暖房設備の点検業務	サ：地下タンク等の点検業務	エ：電話構内交換設備の点検業務	ク：昇降機設備の点検業務	[斜線]	登録番号	第 号		変更（休止・廃止）年月日	年 月 日		変 更 の 内 容	変更後	変更前	変更（休止・廃止）理由	由	
[略]																																																	
申請する業務 （申請する業務の記号に○を付けて下さい。）	ア 電気設備点検保守業務 イ 自家用発電設備点検保守業務 ウ 消防用設備点検整備業務 エ 電話構内交換設備点検保守業務 オ 自家用電気工作物保安管理業務 カ 冷暖房設備運転監視業務	キ 冷暖房設備点検保守整備業務 ク 昇降機設備点検整備業務 ケ 井戸用ろ過設備点検保守業務 コ 自動ドア点検保守業務 サ 地下タンク等点検業務																																															
[略]																																																	
[略]																																																	
申請する業務 （申請する業務に○印を付けてください。）	ア 電気設備の点検業務 イ 自家用発電設備の点検業務 ウ 消防用設備の点検業務 エ 電話構内交換設備の点検業務 オ 自家用電気工作物の保安業務 カ 冷暖房設備の運転業務	キ 冷暖房設備の点検業務 ク 昇降機設備の点検業務 ケ 井戸用ろ過設備の点検業務 コ 自動ドアの点検業務 サ 地下タンク等の点検業務																																															
[略]																																																	
登 録 番 号	第 号																																																
入札参加資格を有する業務の種類（○印を付けること。）																																																	
ア：電気設備の点検業務	オ：自家用電気工作物の保安業務	ケ：井戸用ろ過設備の点検業務																																															
イ：自家用発電設備の点検業務	カ：冷暖房設備の運転業務	コ：自動ドアの点検業務																																															
ウ：消防用設備の点検業務	キ：冷暖房設備の点検業務	サ：地下タンク等の点検業務																																															
エ：電話構内交換設備の点検業務	ク：昇降機設備の点検業務	[斜線]																																															
登録番号	第 号																																																
変更（休止・廃止）年月日	年 月 日																																																
変 更 の 内 容	変更後	変更前																																															
変更（休止・廃止）理由	由																																																

<p>[略]</p> <p>様式第 8 号（第 7 条の 2 関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 最近 2 年間の所得税確定申請書の写し（個人のみ）</p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第 3 号）及び当該資格を証する書類の写し</p> <p>12 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第 4 号）</p> <p>13～15 [略]</p> <p>（注）添付書類12については、申請する業務ごとに添付すること。</p> <p>様式第 9 号（第 7 条の 2 関係）</p> <p>（その 1）資格があるものと認定する場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 9 号（第 7 条の 2 関係）</p> <p>（その 2）資格があるものと認定しない場合</p> <p>[略]</p>	<p>休 止 ・ 廢 止 （ 一 理 由</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 号（第 7 条の 2 関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 最近 2 年間の所得税確定申告書の写し（個人のみ）</p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 申請する業務に従事する者の名簿（別記様式第 3 号）</p> <p>12 申請する業務に従事する有資格者一覧表（別記様式第 4 号）及び当該資格を証する書類の写し</p> <p>13～15 [略]</p> <p>（注）添付書類11については、申請する業務ごとに添付すること。</p> <p>様式第 9 号（その 1）（第 7 条の 2 関係）</p> <p>資格があるものと認定する場合</p> <p>[略]</p> <p>様式第 9 号（その 2）（第 7 条の 2 関係）</p> <p>資格があるものと認定しない場合</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- この告示は、公表の日から施行する。
（平成27年度における申請書の提出に関する特例）
- 平成27年度における入札参加資格審査の申請についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「11月 1 日から11月30日」とあるのは、「11月 1 日から12月15日」とする。

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2436号により公告した公共

測量（数値図化）が平成27年10月 8 日終了した旨、都城市長から通知があった。

平成27年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成27年10月29日

宮崎県企業局長 四 本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第 7 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1 勘定科目表 電気事業会計勘定科目表 [略] 費用	別表第 1 勘定科目表 電気事業会計勘定科目表 [略] 費用

2 電気事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業 費用 [略]	水力発 電費 [略]	[略] 北部管理 事務所費 [略]	[略] 厚生費 [略]	[略] 法定厚生 費 [略]	[略] 共済負担 金 (介護) [略]	[略]

2 電気事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業 費用 [略]	水力発 電費 [略]	[略] 北部管理 事務所費 [略]	[略] 厚生費 [略]	[略] 法定厚生 費 [略]	[略] 共済負担 金 (介護) 厚生年金 負担金 [略]	[略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月29日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第14号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第1条 県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 校長は、 <u>前2項の規定にかかわらず</u> 、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、 <u>第1項第3号から同項第7号までに定める休業日の期間中に</u> 、授業日を設けることができる。	(休業日) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、 <u>第1項第2号から同項第7号までに定める休業日に</u> 、授業日を設けることができる。

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第2条 県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 校長は、 <u>前2項の規定にかかわらず</u> 、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、 <u>第1項第3号から同項第7号までに定める休業日の期間中に</u> 、授業日を設けることができる。	(休業日) 第13条 [略] 2・3 [略] 4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、 <u>第1項第2号から同項第7号までに定める休業日に</u> 、授業日を設けることができる。

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第3条 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、<u>第1項第3号から同項第7号までに定める休業日の期間中に</u>、授業日を設けることができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、<u>第1項第2号から同項第7号までに定める休業日に</u>、授業日を設けることができる。</p>

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第4条 県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、<u>第1項第3号から同項第7号までに定める休業日の期間中に</u>、授業日を設けることができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるときは、特別授業日設定承認申請書（別記様式第8号）により、あらかじめ教育長の承認を受け、<u>第1項第2号から同項第7号までに定める休業日に</u>、授業日を設けることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。